

「第6次勝山市老人福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました

勝山市では平成27年度からの3年間における、介護保険事業を含む高齢者全般の福祉施策の考え方や、地域包括ケアシステムの整備をはじめとする各事業内容を示す計画として、「第6次勝山市老人福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

■勝山市の介護保険の現状

- ① 要介護認定率（18.7%）サービス利用率（98.0%）が県内でも高い
 - ② 施設整備率は県内の市でトップである
 - ③ 要介護認定者、認知症高齢者が年々増加する
- これらの現状を踏まえ、今回の計画を策定しました。



ここがポイント

- ◆ 第6次計画では、介護予防に更に力を入れるとともに予防給付から市の総合事業へのスムーズな移行と生活支援サービスの充実を目指します
- ◆ 在宅ケアの推進、認知症対策の一層の充実・強化を図ります

介護サービスの利用者負担割合が変更

- 第6次計画での介護サービスなどの新規予定
- 特定施設入居者生活介護の新設
 - ショートステイの増床
 - 介護予防訪問介護、介護予防通所介護の市事業への移行 など
- ※あくまで予定であり、変更の可能性もあります

健康長寿課(すこやか内) ☎87・0888

平成27年度～平成29年度

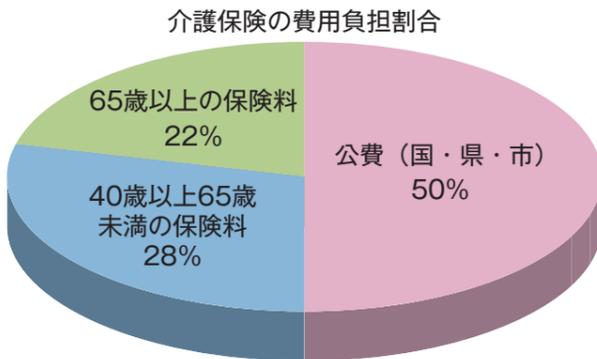
介護保険料を基準月額5,900円に改定します

健康長寿課(すこやか内) ☎87・0888

表1 改定後の段階別介護保険料

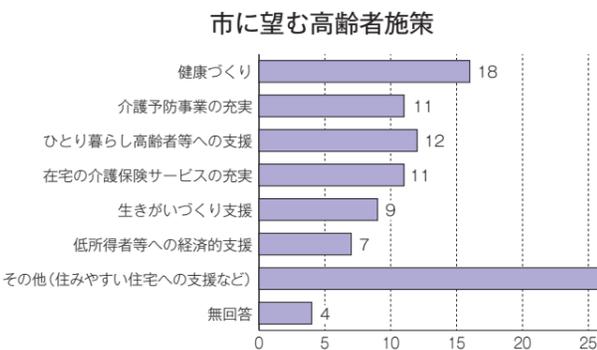
保険料段階	月額保険料	年額保険料
第1段階	2,655円 (基準額×0.45)*	31,800円
第2段階	4,130円 (基準額×0.70)	49,500円
第3段階	4,425円 (基準額×0.75)	53,100円
第4段階	5,310円 (基準額×0.90)	63,700円
第5段階	5,900円 (基準額)	70,800円
第6段階	7,080円 (基準額×1.20)	84,900円
第7段階	7,670円 (基準額×1.30)	92,000円
第8段階	8,850円 (基準額×1.5)	106,200円
第9段階	10,030円 (基準額×1.70)	120,300円
第10段階	10,325円 (基準額×1.75)	123,900円

*第1段階は平成27年度に保険料基準額に対する割合が0.5→0.45に引き下がります



勝山市は高齢化率が高く、要介護認定者の割合も高くなり、サービスへのニーズも高まっています。また、施設整備率も高く、その結果介護給付費が年々増加しています。そのため、今回の改定で介護保険料が上昇する結果となりました。

市民の皆さまにご負担いただくこととなりますが、安定した介護サービス提供のため、ご理解をお願いします。



保険料は9段階から10段階に

介護保険料は3年ごとに見直しされます。今年度から3年間の65歳以上の方の介護保険料(第1号保険料)は、表1のとおりになりました。県内市町の基準月額の平均5903円に対し、当市は5900円と、ほぼ同水準となりました。

従来9段階だった保険料を、所得に応じて、より細やかに10段階に設定しました。納期ごとの保険料額や納入方法については、7月中旬に通

知します。

4月、6月、8月に支給される年金からの特別徴収(年金天引き)対象者には、4月中旬に介護保険料仮徴収額決定通知書を送付しています。

介護保険給付費の負担内訳

介護給付・予防給付にかかる費用の22%は65歳以上の方の介護保険料で、同28%は40歳以上65歳未満の方の介護保険料(2号保険料)でまかなわれており、給付費全体の50%を介護保険料で負担しています。残りの50%は、公費

(国・県・市)で負担しています。

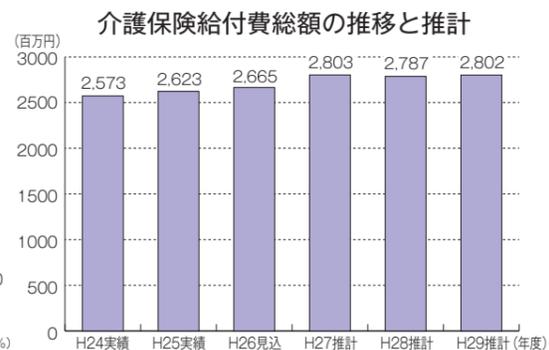
2号保険料については、加入している医療保険の保険料と併せて納めていただいています。詳しくは、医療保険者にお問い合わせください。

第6次介護保険料の算定について

介護保険料を上昇させる主な要因は、次のとおりです。

- ・ 要介護認定者数の増加に伴うサービスの増加
- ・ 各種介護サービスの充実に伴う総給付費の増加
- ・ 65歳以上の方の負担割合の増加

勝山市は高齢化率が高く、要介護認定者の割合も高くなり、サービスへのニーズも高まっています。また、施設整備率も高く、その結果介護給付費が年々増加しています。そのため、今回の改定で介護保険料が上昇する結果となりました。



計画の基本理念『安心して暮らせる長寿社会の実現』

基本目標(重点項目)	第6次計画(H27～H29)の主な取り組み
①高齢者の自立支援	○積極的な介護予防事業の展開 (新)民間や市民が主体となったサロンの実施 ○予防給付から市の事業へのスムーズな移行 (新)生活支援コーディネーターを設置し、生活に必要なサービスの調整や民間活力を活かした高齢者の生活支援
②高齢者介護体制の充実	○勝山らしい在宅ケアの推進 医療コーディネーターによる相談の充実、医療と介護の連携強化 ○認知症対策の強化 ○ニーズに応じた介護サービスの充実
③高齢者総合相談・支援の充実	○相談窓口の充実 ○高齢者虐待の防止、早期対策 ○成年後見制度の周知
④その他	○かかりつけ医の推進 ○除雪担い手の確保支援 など

※本計画は市のホームページ、すこやか、市役所1階ロビー、図書館などで閲覧できます